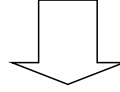


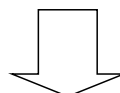
令和5年度 特別支援教育 全体計画

豊島区立明豊中学校

○教育基本法 第4条「機会均等」 ○障害者基本法 第14条	学校教育法 第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。	○豊島区教育ビジョン 1 教育環境の充実 2 信頼される学校教育 3 特別支援教育の推進
--	---	---



特別支援教育の目標	
教育相談委員会を中心に連携型指導計画・個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の充実を図り、生徒に1人1人に適切な支援を行うとともに、副籍制度による交流及び共同学習を計画的に実施し、全ての生徒が豊かに生きる特別支援教育を実施する。	
1. 校内支援体制	
(1) 早期に特別な支援を要している生徒に気づき、実態を把握するとともに、個別の支援シートの立案や評価、学級担任への指導の支援方策の検討等を行う。 (2) 構成委員は校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別指導教室巡回指導教員、特別支援教室専門員とする。 (3) 週に1回開催。その他、必要に応じて行う。	
2. 令和4年度 就学支援シート →個別の教育支援計画（学校生活支援シート） の活用	3. 校内研修会と教育支援員の活用
○就学支援シートの受理人数・内容を把握する ○令和4年度個別の教育支援計画（学校生活支援シート）を活用し、学級担任をはじめとする教員の生徒対応に活かす	○年度始めに、支援を必要とする生徒理解の場を設け、全教職員の共通理解を図る ○個別の教育支援計画（学校生活支援シート）に基づく支援会議を学期に1回は実施する
4. 交流及び共同学習の取組内容	
○副籍制度によるもの（東京都立王子特別支援学校）	



【1 学期活動計画】	【2 学期活動計画】	【3 学期活動計画】
- 支援を要する生徒の実態把握、支援方法の検討 - 連携型指導計画（前期）、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の作成 - 計画に基づいた支援・指導 - 教育相談委員会	- 計画に基づいた支援・指導 - 連携型指導計画（前期）、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の見直し・検討・作成 - 連携型指導計画（後期）作成 - 教育相談委員会	- 計画に基づいた支援・指導 - 連携型指導計画に基づいた指導による生徒の変容と、経過報告 - 次年度の支援方法の検討 - 教育相談委員会の評価と検討